

議題（１）規約の改正について

１．箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由

大阪府の組織改正に伴い、本規約を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料①）

第５条第４項に基づく別表中、「大阪府 都市整備部 交通道路室 参事」を「大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課長」に改める。

（３）新旧対照表

旧		新	
別表（第５条関係）		別表（第５条関係）	
区分	委 員	区分	委 員
第５条 第１項	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 局首席運輸企画専門官（総務企画）	第５条 第１項	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 局首席運輸企画専門官（総務企画）
第６号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 局首席運輸企画専門官（輸送）	第６号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 局首席運輸企画専門官（輸送）
	大阪府 都市整備部 <u>交通道路室</u> 参事		大阪府 都市整備部 <u>交通戦略室</u> 交通計画課長
	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課長		国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課長
	大阪府 池田土木事務所 維持保全課長		大阪府 池田土木事務所 維持保全課長
	箕面市 みどりまちづくり部長		箕面市 みどりまちづくり部長
	大阪府箕面警察署 交通課長		大阪府箕面警察署 交通課長